

いわみざわ北村温泉施設条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

いわみざわ北村温泉施設については、平成17年度に改修工事を実施したが、その後も経年劣化等による老朽化が進んでいることから、令和2年7月から改修工事を行っている。これに併せて宿泊棟の客室並びに温泉棟の浴室及び休憩室についても改修を行い、快適性の向上及びバリアフリー化を図るとともに、施設利用者の適正な経費負担の観点から使用料の改定を行う。

第2 改正の内容

以下のとおり使用料を改定する。

		現行	改正後
宿泊		1人当たり 4,400円	1人当たり 5,500円
入館	入浴を伴うものに限る。	510円	650円
	岩盤浴を伴うものに限る。	1人当たり 1,030円	改定なし

第3 施行期日

規則で定める日

岩見沢市条例第 27 号

いわみざわ北村温泉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 10 月 12 日

岩見沢市長 松野 哲

いわみざわ北村温泉施設条例の一部を改正する条例

いわみざわ北村温泉施設条例（平成 17 年条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

宿泊		1 人当たり	4,400 円
入館	入浴を伴うものに限る。	1 人当たり	510 円
	岩盤浴を伴うものに限る。	1 人当たり	1,030 円

」

を

「

宿泊		1 人当たり	5,500 円
入館	入浴を伴うものに限る。	1 人当たり	650 円
	岩盤浴を伴うものに限る。	1 人当たり	1,030 円

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のいわみざわ北村温泉施設条例別表の規定は、施行日以後の宿泊分及び入館分について適用する。